

補助金調書

補助金名	幼稚園就園奨励費補助金				担当課 (連絡先)	こども未来局運営支援課 (TEL 092-711-4245)
交 付 先	☐ 団体	各私立幼稚園設置者			区分	その他の補助金
交付先決定方法	☐ 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。					
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	48	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	保護者の経済的負担の軽減及び幼稚園教育の普及充実を図ることを目的とし、私立幼稚園設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児から5歳児の保護者及び第3子以降の児童の保護者に対して、保育料及び入園料を減免した場合に補助を行う。					
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する 理由	就園奨励費補助金は、入園料・保育料の一部又は全部を世帯の所得に応じて補助することで、保護者の経済的負担の軽減及び公私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることにより、幼児の幼稚園への就園を奨励することを目的に行っている。本事業は市単独事業ではなく、国から補助を受けて実施している事業であり、すべての子どもの質の高い幼児教育を保障するため、また国においては幼児教育の段階的無償化が進められていることから、今後も継続して実施していく必要がある。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・園児が生計を同一とする世帯の市民税額、兄弟の状況等により補助単価を定めている。 ・補助単価は年額22,000円～308,000円で、市単独補助対象者以外の補助単価は、毎年国が示す補助単価と同一としている。 ・18歳未満の児童を3人以上養育している保護者の第3子以降の園児については年額30万円(※就園奨励費を含む)を上限として補助を行う。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件 (	19,763) 件	20,218 件	20,535 件		
	1,321,110 千円	(2,687,509) 千円	2,682,832 千円	2,684,488 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	対象園147園 対象者数19,763人					
補助金交付 による効果	保護者の経済的負担の軽減を図っており、子育て環境満足度の上昇に寄与している。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。
 なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、
 交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。